

天理市立図書館条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年1月29日

天理市教育委員会

教育長 伊勢和彦

天理市教育委員会規則第1号

天理市立図書館条例施行規則の一部を改正する規則

天理市立図書館条例施行規則（昭和54年7月天理市教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

第17条を第18条とし、第11条から第16条までを1条ずつ繰り下げ、第10条の次に次の1条を加える。

（郵送貸出し）

第11条 郵送による貸出しを受けることができる者は、第7条第1項に規定する者のうち、市内に住所を有する者又は市内に通勤若しくは通学している者で、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- （1） 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規定により身体障害者手帳の交付を受け、その程度が1級又は2級である者
- （2） 奈良県から療育手帳の交付を受け、その程度がA1又はA2の者
- （3） 介護保険法（平成9年法律第123号）第12条第3項の規定に基づく介護保険被保険者証の要介護状態区分が要介護4又は5である者
- （4） 前各号に掲げるもののほか、委員会が必要と認める者

2 前項の利用対象者が郵送貸出サービスを受けようとする場合は、第7条第2項の図書館利用カードの交付を受けた上、郵送貸出サービス利用申込書（第4号様式）に前項の対象者であることを確認できる文書を添えて、教育委員会に提出し、登録を受けなければならない。

3 前項の手続きは、郵送又はファックスにより行うことができるものとする。ただし、貸出サービスを受けようとする者（以下「サービス希望者」という。）が提出することが困難なときは、サービス希望者の同一世帯に属する者又はサービス希望者が属する施設の関係者により行うことができるものとする。

- 4 図書館資料等の貸出申込は、郵送又は電話若しくはファックスにて行うことができる。
 - 5 図書館資料等の貸出冊数は、1回につき10冊以内とする。
 - 6 図書館資料等の貸出期間は、28日以内とする。
 - 7 前2項の規定にかかわらず、教育委員会が特に必要と認めるときは、貸出冊数又は貸出期間を変更することができる。
 - 8 郵送に要する経費は、教育委員会が負担するものとする。
- 第3号様式の次に次の1様式を加える。

附 則

この規則は、令和6年2月1日から施行する。